

神埼市 橋梁長寿命化修繕計画

【橋長15m以上】



令和2年3月

佐賀県神埼市

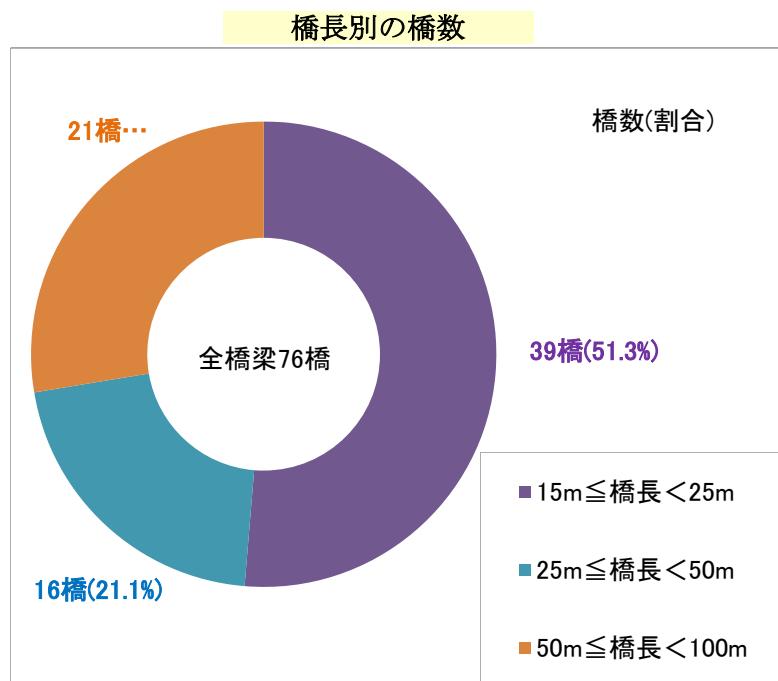
目 次

1. 道路橋梁の現状と課題	1
(1)神埼市における橋梁の概要	1
(2)橋梁の現状と課題	2
2. 道路橋梁施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方	4
3. 具体的な補修事例	5
4. 点検及び修繕計画の期間	6
(1)点検・計画期間	6
(2)対策の優先順位の考え方	6
(3)施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用	6
(4)神埼市 橋梁点検計画・修繕計画	7

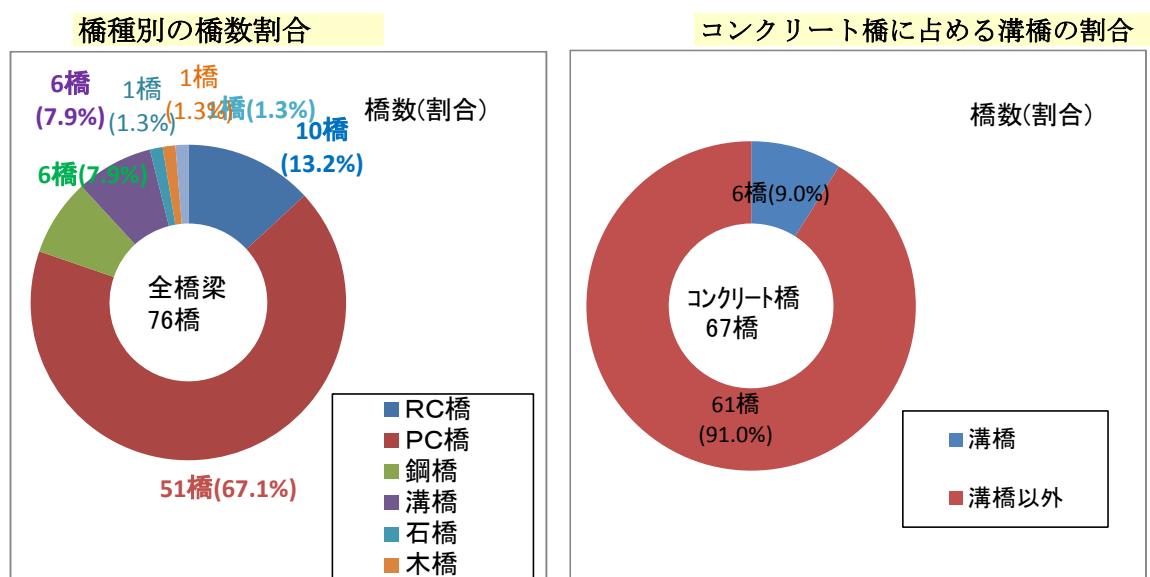
1. 道路橋梁の現状と課題

(1) 神埼市における橋梁の概要

神埼市が管理する15m以上の橋梁は76橋。橋長15m以上25m未満の橋梁は39橋(51.3%)、橋長25m以上50m未満の橋梁は16橋(21.1%)、橋長50m以上100m未満の橋梁は21橋(27.6%)となっています。



橋種別では、RC橋が10橋 (13.2%)、PC橋が51橋 (67.1%)、溝橋が6橋 (7.9%) のコンクリート橋合計67橋 (88.2%) を占めています。



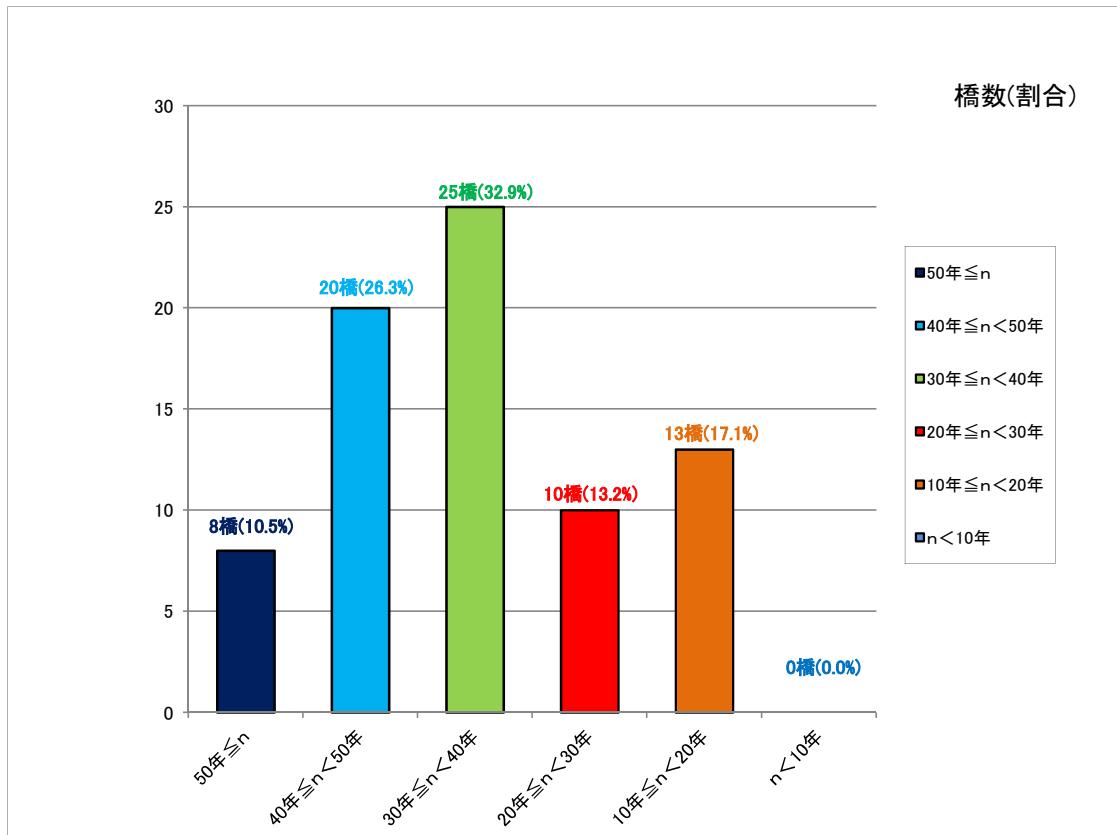
注：ボックスカルバートを溝橋としている。

(2) 橋梁の現状と課題

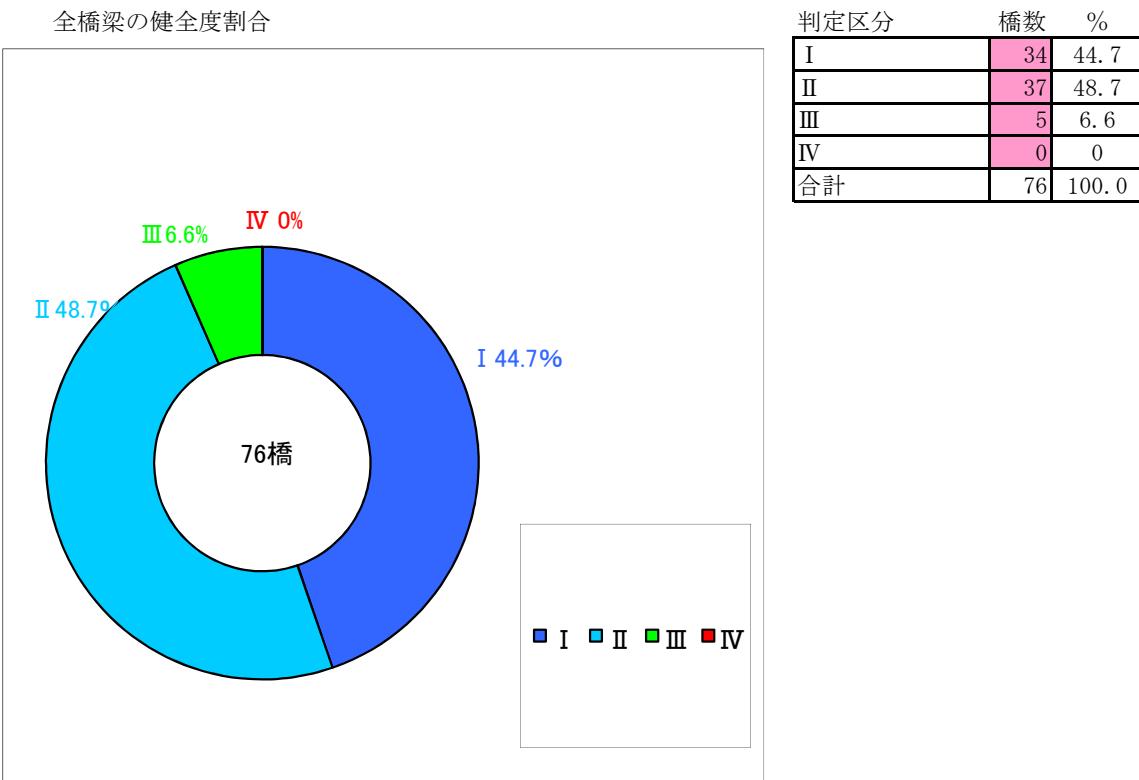
神埼市が管理する供用中の道路における15m以上の橋梁は、2019年11月現在76橋であり、建設後50年を超える橋梁数は現在8橋(10.5%)ですが、10年後には28橋(36.8%)、20年後には53橋(69.7%)となり、高齢化が急速に進んでいく状況となります。

さらに、コンクリート片剥落などによる第三者被害などの事象も想定されるため、定期点検や第三者被害予防措置の実施による確実な道路橋梁の状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっていきます。

経過年数(n)別の橋数割合



全橋梁の健全度割合は判定区分Iが34橋（44.7%）、判定区分IIが37橋（48.7%）、判定区分IIIが5橋（6.6%）、判定区分IVが0橋（0%）となっている。
補修工事された橋は補修工事後の健全度を適用している。



注：橋梁の健全度

判定区分I：損傷が認められないか軽微であり、修繕が不要と見込まれる状態である。

判定区分II：損傷が確認されるが、適切な時期の修繕実施で長寿命化及びコスト縮減を図ることが可能な状態。

判定区分III：損傷が著しく、緊急に修繕すべき状態。

判定区分IV：部材取替え（架替え）を含む検討が必要

2. 道路橋梁施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、橋梁の点検については、定期点検要領に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分することとしています。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態 → 次回点検までを目安に措置
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態 → 応急措置を実施（必要に応じて通行規制）



橋梁点検車による定期点検



定期点検（打音検査）状況

3. 具体的な補修事例

定期的な点検により、早期に損傷を発見し、損傷が深刻化する前に対策を実施しています。

1級市道境原・龍尾線 古賀橋



補修前



補修状況

2015年補修



補修後

1級市道新宿・上黒井線 新宿橋



補修前



補修状況

2014年補修



補修後

その他市道上神代・迎島線 林慶橋



補修前



補修状況

2014年補修



補修後

その他市道朝日橋・境原線 鮎河原橋



補修前



補修状況

2016年補修



補修後

その他市道西溝・利田線 日出来橋



補修前



補修状況

2018年補修

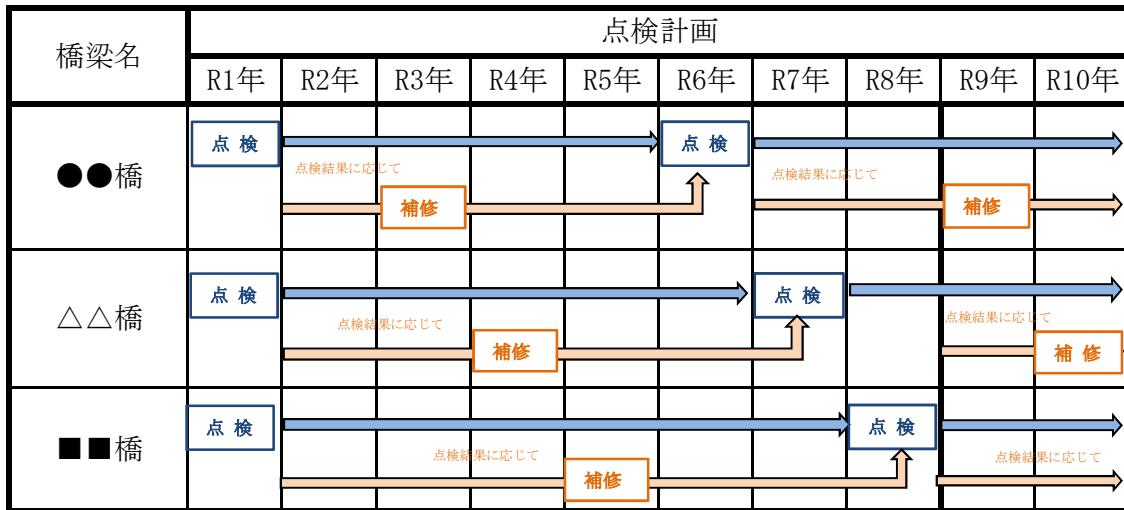


補修後

4. 点検及び修繕計画の期間

(1) 点検・計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるように計画期間は10年とします。なお、点検結果等を踏まえ、毎年度、計画を更新します。



(2) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

優先順位の考え方	
橋梁の対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応が必要な損傷がある橋梁を優先的に実施します。	
速やかに補修を行う必要がある区分「III」と判定した橋梁については、損傷個所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。	

(3) 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用

神埼市で管理する15m以上の橋梁76橋のうち、平成27・28・29・30年度に点検を実施し、その結果は判定区分 I 34橋、II 37橋、III 5橋、IV 0橋となってます。点検計画の修繕計画とのおり点検・修繕を予定しておりますが、点検結果の予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

区分	診断結果	修繕計画						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
IV	0	0	0	0	0	0	0	
III	5	2	0	3	0	0	0	
II	37	0	0	0	8	4	4	
I	34	0	0	0	0	0	0	